

# 伊豆の国市 地域生活支援拠点機能構築のための ガイドライン



本ガイドラインは、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けた障がい福祉分野の取組の一つである地域生活支援拠点についてまとめたものです。

利用対象者は、地域の皆さん全員です。伊豆の国市の皆さんが連携し、障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制を確立させます。

このガイドラインは必要に応じて見直しを行っていく予定です。

伊豆の国市地域自立支援協議会

(地域生活支援部会)

令和3年3月発行

## 目 次

地域生活支援拠点とは何か .....	1
拠点機能 ①相談 .....	5
拠点機能 ②緊急時の支援・その後の対応 .....	8
拠点機能 ③体験の機会・場の提供 .....	11
拠点機能 ④専門的人材の確保・育成 .....	14
拠点機能 ⑤地域の体制づくり .....	16
資 料 .....	17

### 伊豆の国市地域生活支援拠点等事業実施要綱

#### (※1) 地域自立支援協議会とは

地域自立支援協議会とは、障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定されている「協議会」のことであり、地域における障がいのある方への支援体制の整備等について協議を行う場として、まさしく地域生活支援拠点機能の整備の柱となるものです。

# 地域生活支援拠点とは何か

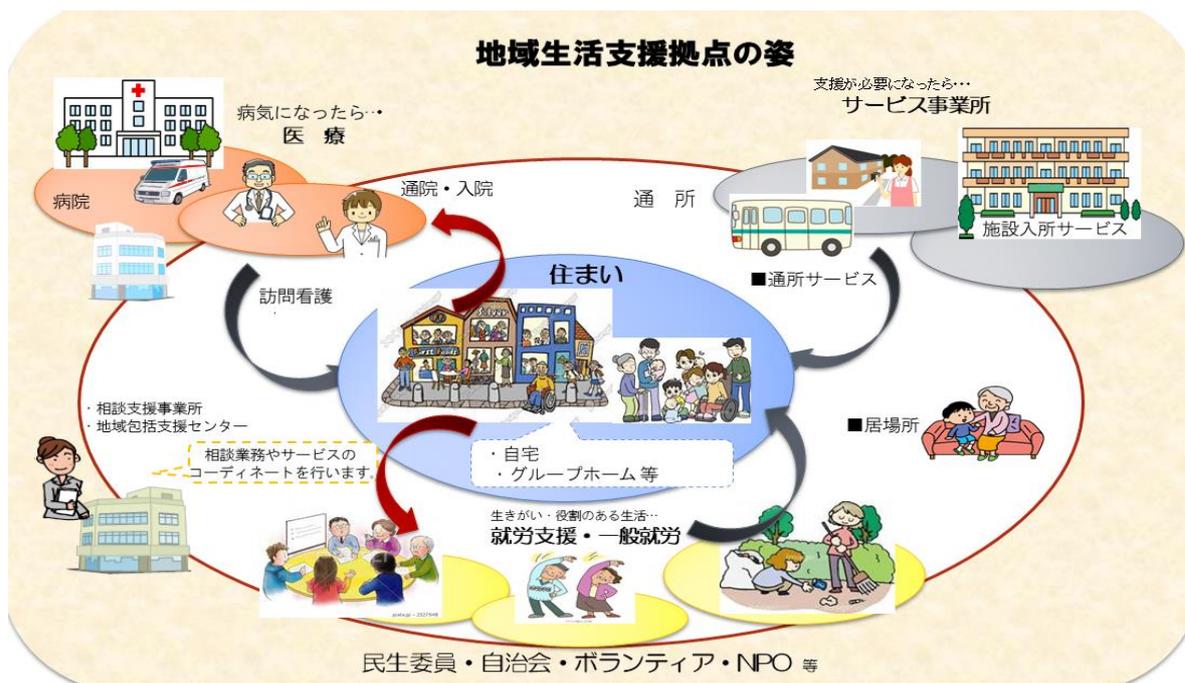
## 障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制

### (1) 既存資源のネットワークによる整備（面的整備）

・地域生活支援拠点とは、障がいのある方の高齢化を踏まえた「親亡き後」の備えと、また、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障がいのある方本人の意思決定を基に、地域全体で本人のめざす生活の実現を支えるサービス提供体制の構築が目的です。

・本市では、相談支援事業所、福祉サービス事業所、保健福祉・こども・子育て相談センター（以下、「相談センター」という。）、障がい福祉課、地域の皆さん、それぞれの機関・団体が一体となって、既存のあらゆる社会資源を有機的につなぎ、地域生活支援拠点をネットワーク型で整備します。つまり、障がい福祉関係者に限らず、地域の皆さん全員が地域生活支援拠点の主体者です。

・将来的には、障がいのある方のめざす生活の実現のために、(※1) 地域自立支援協議会を基盤とした関係機関の連携によるネットワークを構築するとともに、介護保険事業所等と連携し、障がい福祉分野を超えた多様な社会資源とつながり、あらゆる方が地域社会で安心して暮らせる「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築につなげます。

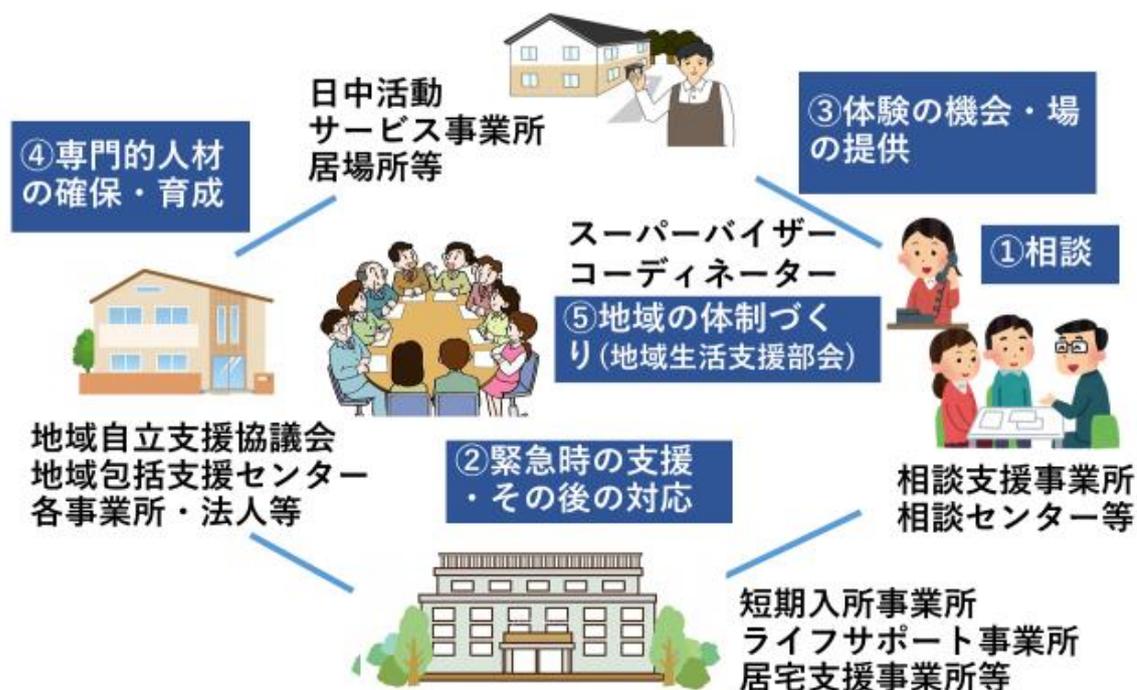


## (2) 地域生活支援拠点の主な対象者＝サポート力の弱い方

障がい種別を問わず、全ての障がいのある方が対象ですが、本人及び家族などによるサポート力が弱い方を想定しています。

## (3) 地域生活支援拠点機能＝5つの居住支援機能

地域生活支援拠点は、以下の5つの居住支援のための機能を備えています。



拠点機能	具体的な内容	本市の既存の社会資源
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所</li> <li>・障がい福祉課・相談センター</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・福祉サービス事業所</li> </ul>
②緊急時の支援・その後の対応	短期入所やヘルプサービスを活用した緊急支援体制を確保し、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時に、安心できる在宅生活に戻れるまで支援をおこなう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所、ヘルパー事業所</li> <li>・ライフサポート事業所</li> <li>・医療機関（精神科病院等）</li> </ul>

③体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助（グループホーム）等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日中活動系サービス事業所</li> <li>・ 共同生活援助事業所</li> <li>・ 一人暮らしの住居</li> </ul>
④専門的人材の確保・育成	医療的ケアが必要な方や行動障がい有する方、高齢化に伴い重度化した障がい害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圏域自立支援協議会</li> <li>・ 相談支援事業所</li> <li>・ 障がい福祉課</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul>
⑤地域の体制づくり	地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、社会資源の連携体制の構築を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域自立支援協議会 (地域生活支援部会)</li> </ul>

#### (4) 本市における整備スケジュール

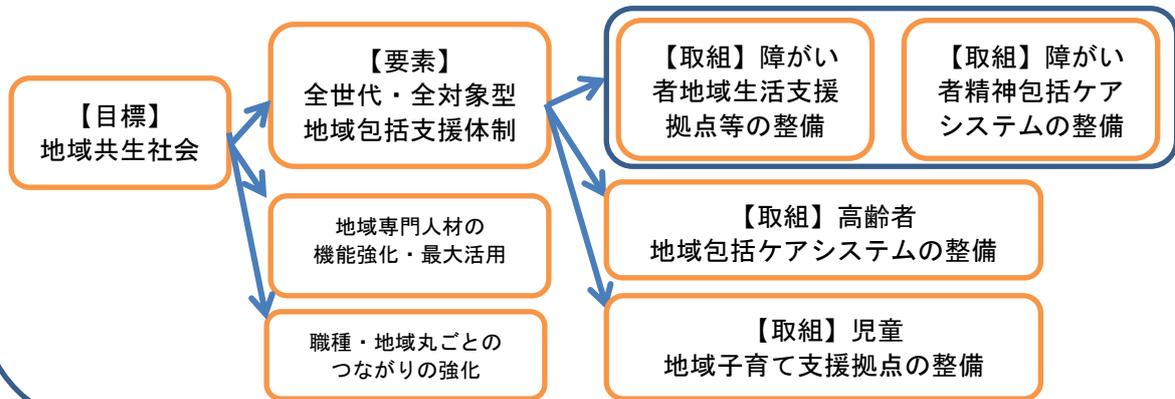
- ・ 平成 30 年度から地域自立支援協議会内の相談支援事業所部会において、地域生活支援拠点機能整備における課題を抽出しました。
- ・ 令和 2 年度に、地域自立支援協議会内に専門部会として地域生活支援部会を設置し、抽出された課題の解決にむけ、検討を進めています。全機能の充足に向けて、各関係機関で役割分担をしながら、既存の社会資源のネットワーク化を図ります。既存の社会資源にはない役割については開発に取り組みます。
- ・ 令和 2 年度末にガイドラインを発行。発行後、3 年間（令和 5 年度末）を目安に評価と見直しを行います。

#### <相談支援事業所部会で抽出された課題>

検討状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談：休日夜間の連絡体制の検討（登録者の把握と緊急時の支援計画の作成）</li> <li>② 緊急時の支援：短期入所事業所等と連携体制の構築（お試し利用の勧め）</li> <li>③ 体験の機会・場の提供：GH、短期入所、日中活動系サービスの体験利用の推進</li> <li>④ 専門的人材の確保・育成：未実施（圏域で実施予定）</li> <li>⑤ 地域の体制づくり：地域自立支援協議会の活用（地域生活支援部会）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談：休日夜間の支援方法、 困った時に必要な支援が提供できるための情報の集積と 共有・連携方法</li> <li>② 緊急時の支援：緊急時の支援事業所の空き情報の把握方法、 医療機関（かかりつけ医）との連携方法</li> <li>③ 体験の機会・場の提供：一人暮らしの体験の場（アパート等）、居場所がない</li> <li>④ 専門的人材の確保・育成：裾の広い人材確保、ケアマネジャー等への研修</li> <li>⑤ 地域の体制づくり：地域自立支援協議会・部会の活性化</li> </ul>

## 国の動向

「地域共生社会」の実現に向けた支援体制として、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築が謳われ、その一つの機能である「地域生活支援拠点等の整備」が掲げられました。また、地域生活支援拠点機能に重複するものですが、精神障がい者の取組を意識化させるために、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」がさらに掲げられています。



## 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す取組です。

本取組は、地域生活支援拠点機能（主に⑤地域の体制づくり）に重複するものですが、精神障がいのある方に焦点をあて、地域移行・地域定着に向けて重点的に取り組めます。

これにあたり、本市では、令和元年度にすでに地域自立支援協議会に精神包括ケアシステム推進部会として医療、保健、福祉の関係者による協議の場を設置しています。

## 各機関の役割

地域生活支援拠点は、既存の社会資源を有機的につなぎ合わせて整備するものです。たとえば、②緊急時の受入れ・対応については、短期入所事業所、ライフサポート事業所、ヘルプサービス事業所、医療機関等と役割を分担し、緊急事態に対応できる体制の構築につなげます。

このうち、相談支援事業所、障がい福祉課、相談センターの3機関は全体調整役を担うものであり、相談支援事業所部会等を活用し、適宜、状況の確認と調整を実施します

## 拠点機能 ① 相談

### 将来を見据えて予防的に取り組む/緊急時の支援体制を整える

#### (1) 相談機能とは

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能です。

#### (2) 「相談」の具体的な方策

##### ア 将来を見据えて予防的に取り組む

- ① 緊急時の支援が見込めない世帯について、同意を得て、緊急時予防対応プラン（以下「プラン」）を作成します。プランは担当相談支援専門員（サービス未利用で担当相談支援専門員がいない場合は、相談支援事業所、障がい福祉課、相談センターのいずれかの機関）が将来を見据えたプランを作成し、緊急対応につながらない、また、緊急事態が発生した際に迅速に対応できる取り組みを実施します。
- ② プランの作成を行った世帯について、「様式1」により把握し、年1回見直しをおこないます。
- ③ 相談支援事業所等で実施した緊急対応は、毎月「様式2」により障がい福祉課に報告し相談支援事業所部会で対応方法を共有します。

##### イ 緊急時の支援体制を整える

- ① 相談支援事業所・障がい福祉課・相談センター等の関係機関と連携し、断らない支援を目指します。
- ② 障がいのある方や家族に日頃から関わっている身近な方（近隣住民、民生委員、ヘルパー、通所先職員など）が緊急時の兆候やSOSを敏感にキャッチできるよう、また、キャッチした情報を相談支援に繋げる体制を整備します。
- ③ 「様式2」で積み上げた事例は、緊急時対応マニュアルとして随時更新し、関係機関の情報や対応手順を共有し、緊急対応力を向上します。

### (3) 令和5年度末までの目標

項目	目標
緊急時支援体制の整備	緊急時対応マニュアルを作成し、年1回見直し・更新を行う。

#### 将来を見据えた予防的取組

家族介護・同居を前提とせず、障がいのある方の地域生活を継続するという視点での取組が求められます。平成30年度には、地域生活を支援する新たなサービスとして「自立生活援助」や「就労定着支援」が創設されました。これらの新たなサービスをはじめ、既存の社会資源を活用し、支援体制を構築するとともに、将来を見据えた暮らしのイメージづくりや住まい設定の支援等に取り組むことが重要です。

※「自立生活援助」：本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行います。

※「就労定着支援」：就労に伴う生活面の課題に対応できるように、企業や居宅等への訪問などを通して、必要な助言や企業等との連絡調整等を行います。

#### 緊急時予防・対応プランとサービス等利用計画との関係性

緊急時予防・対応プランの作成対象者として、障がいのある方本人の状態が不安定になったり、同居家族が急病等になったりするリスクが高く、かつそれらの事態に対する必要なサポートを得ることが難しい世帯（＝緊急時の支援が見込めない世帯）を想定しています。

計画相談支援を利用している場合には、緊急時の予防・対応も勘案しながらサービス等利用計画を作成しますが、この緊急時予防・対応プランでは緊急時に特化し、より具体的な対応内容を端的にわかりやすく記載・共有することが特徴です。

緊急事態を予防できるように、また緊急事態に陥った場合であっても迅速に対応できるように、担当相談支援専門員が、またはサービス未利用で担当相談支援専門員がいない場合は、相談支援事業所、障がい福祉課、相談センターのいずれかの機関が担当し、緊急時予防・対応プランを適宜作成していくことが重要です。

様式1 事前登録届出書（緊急時予防対応プラン）登録一覧

登録日	事業所名	名前	生年月日	住所	電話	障がい名	分類	通院先	対象となる具体的内容・理由(家庭環境等)主な日中活動先等
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

障がい名… ア精神 イ知的 ウ身体 エ重症心身障がい オ発達障がい カ高次脳機能障がい キその他

拠点対象分類…

①母子（父子）家庭 ②障がい者単身世帯 ③障がい者のみ世帯 ④高齢者+障がい者世帯 ⑤その他 緊急時に支援が必要な世帯

様式2

令和 年 月分

障がい名…

ア精神 イ知的 ウ身体 エ重症心身障がい オ発達障がい カ高次脳機能障がい キその他

拠点の対象分類…

①母子（父子）家庭 ②障がい者単身世帯 ③障がい者のみ世帯 ④ 高齢者+障がい者世帯  
⑤その他 緊急時に支援が必要な世帯

対応方法…

A電話 Bメール C来所 D家庭訪問 E入院調整 F短期入所調整  
Gその他福祉サービス調整 Hその他

相談支援事業所名

日	イニシャル	障がい名	分類	対応時間	対応方法	相談から終結までの支援の流れ
1						
2						
3						

※ 毎月その月の分を提出

実人数 人

延べ人数 人

枚/ 枚中

## 拠点機能 ② 緊急時の支援・その後の対応

### 居宅での支援体制及び居宅以外での受入れ体制を整備する

#### (1) 緊急時の支援・その後の対応機能とは

短期入所やヘルプサービス、就労支援事業所等の支援事業所を活用した常時の支援体制を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時に適切なサービスを提供します。

また、医療機関への受診、入院等の必要な支援を行います。

その後も安心して在宅生活に戻れるように、支援事業所が情報を共有して適切な対応を行います。

#### (2) 「緊急時の支援・その後の対応」の具体的な方策

居宅においてその介護を行う者の急病等が生じた際には、その情報を主たる相談支援専門員が集約し、支援事業所と情報を共有します。支援事業所は障がいのある方が安心して緊急事態を乗り越えることができるよう支援します。

##### ア 緊急時に支援できる体制の整備と、その情報共有

- ・緊急事態に支援できる事業所（短期入所事業所、居宅介護事業所、就労支援事業所、日中活動支援事業所等）の事業内容と特色、緊急時の支援可能な範囲など必要情報を整理しリスト化します。
- ・事業所ごとの対応可能情報（空き情報等）を適時更新し、必要な支援者に提供します。
- ・それぞれの支援事業所は、緊急時にタイムリーな支援ができるよう緊急対応マニュアルを整備します。

##### イ 居宅での生活の継続に向けた支援

- ・障がいのある方が安心して過ごすことができるように、まずは居宅での生活の継続に向けた支援を行います。
- ・相談機能において、緊急時予防・対応プランを作成し、そのプランに基づく迅速な調整を行います。

- ・居宅介護事業所、就労支援事業所、日中活動支援事業所等は、緊急事態に対応した支援目標の再検討と設定および、その対応が可能かどうか判断します。
- ・サービスは、利用者及び相談支援専門員等と協議の上、必要により他事業所と共同で実施します。

#### ウ 居宅での生活継続が困難な場合には、短期入所等での支援

- ・市内の短期入所事業所で受入れが困難な場合には、市外の短期入所事業所での受入れをお願いします。

緊急時の支援が必要になることが想定される場合には、事前に短期入所等の利用を試みることが必要です。その場合には、①相談機能と連動させ、【サービス等利用計画及び緊急時予防対応プラン作成⇒予防的取組の実施/短期入所の試し利用⇒緊急事態発生⇒居宅介護の利用、短期入所の受入れ調整】等の取組が求められます。

なお、緊急時の支援調整に際しては、医療情報をはじめ、①特別な支援、②昼夜逆転の有無、③日中活動の可否などの情報共有が不可欠です。それらの状況を確認した上で、各事業所と連絡・調整を行います。

#### エ 短期入所による緊急支援後の在宅復帰に向けた支援

- ・短期入所による緊急支援後の在宅復帰に向け、速やかに今後の方向性等を検討するための会議を開催します。安心して在宅生活を送れるよう、相談支援担当者 とサービス事業所が連携し、支援目標を共有して適切な支援を実施します。
- ・さらなる緊急事態を予防するため、各事業所において日頃からの見守りを実施します。

## 緊急時支援事業所等の役割と加算

地域で安心できる生活を送るためには、緊急時に受入れてくれる場が必要であり、短期入所事業所や居宅介護事業所等の受入れ施設の協力が不可欠です。

「緊急時」に短期入所を実施した場合7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日以内）は、緊急時受入加算を算定できるとともに、その間は定員超過利用減算を適用しないこととされました。

さらに、居宅介護事業所で緊急時に計画にない身体介護を実施した場合は、緊急時対応加算が月2回を限度に算定することができます。

### (3) 令和5年度末までの目標

項目	目標
緊急時に支援できる体制の整備と情報共有	緊急事態に支援できる事業所（短期入所事業所、居宅介護事業所、就労支援事業所、日中活動支援事業所）のリストを作成し、年1回見直し更新する。
	それぞれの支援事業所は、緊急対応マニュアルを作成する。

## 拠点機能 ③ 体験の機会・場の提供

### 本人のニーズに合った体験の機会・場を確保する

#### (1) 体験の機会・場の提供機能とは

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助（以下、「グループホーム」という）等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。

#### (2) 「体験の機会・場の提供」の具体的な方策

障がい者の地域での生活の実現もしくは発見のためには、体験の機会・場が担保されていることが不可欠です。平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、その重要性を鑑み、「地域移行支援」に係る日中活動系サービスの体験利用、「地域移行支援」に係る体験宿泊、施設入所支援利用者の体験宿泊に係る加算が見直しされました。各サービス事業所においては、本加算を活用しながら、積極的にかつ柔軟な体験の機会・場を確保・提供することが求められます。

ア 主たる相談支援事業所は、障がい者のニーズに合った体験の機会・場の設定を支援します。拠点機能として、気軽に体験できる見学会や、事業所での行事やイベントへの参加などふらっと寄ることができるような開かれた環境を整え、日ごろからその施設に慣れることができる場面を作るように事業者働きかけます。

イ 情報発信と受信をスムーズに行えるように、具体的なパンフレットを作成します。パンフレットは体験できるメニュー等具体的なものに特化して、利用者がイメージしやすいように工夫します。パンフレットを必要としている人が確実に受け取れるようしくみづくりを進めます。

ウ 相談支援事業所を含む関係事業所は、体験利用者のフォローができるよう、体験時の情報共有に努め、横のつながりを構築していくように心がけます。

### (3) 令和5年度末までの目標

項目	目標
体験機会・場	各事業所は、気軽に体験できる見学会や、行事やイベントを計画する。
	体験の場のパンフレットを作成する。(令和3年度末)
	パンフレットを必要としている人に確実にパンフレットが届くようなしくみをつくる。(令和5年度末)

#### 障害福祉サービス事業所の役割：機会・場の提供

本市では、障がい福祉課において、体験の機会・場の提供に際して必要な事業所情報を集約します。それにあたり、相談支援事業所部会では、年に1回程度、市内の障がい福祉サービス事業所に、既定のシートへの事業所情報の記入及び更新を依頼します。障がい福祉サービス事業所は、相談支援事業所による情報集約に協力し、障がいのある方が必要な体験の機会・場にアクセスできることを担保します。

#### 暮らしの場（めざす生活）の選択と意思決定支援

障害者総合支援法においては、障がいのある方が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、事業者や相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけています。暮らしの場の選択にあたっては、「体験」の有無が大きく影響を与えるものであり、体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となることもあります。つまり、本機能によるグループホームや一人暮らしの体験の機会・場を充実させることは、障がいのある方の暮らしの場の選択肢の広がりにつながります。

なお、暮らしの場の選択にあたっては、日中活動先（勤務先）を考慮した上で設定することが本来的です。障がいの有無に関わらず、日中活動先と暮らしの場を一体的に考え、その充実に向けて体験の機会・場を確保することが重要です。

### 障害者支援施設（入所）からの「地域移行」の取組

本市では、障がいのある方の意向に沿った地域生活への移行が可能となるよう、障がい者支援施設からの地域移行に向けた必要な取組を検討・実施していきます。

なお、障がい者支援施設からの地域移行は、障がい者支援施設と相談支援事業所、障がいサービス事業所等と連携し取り組みます。

### 精神科病院（入院）からの「地域移行」の取組

本市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の中で、精神科病院からの地域移行の仕組みづくりに取り組んでいます。

従来から「サポートセンターゆめワーク」が取り組んでいる「地域移行支援」を柱としながら、医療・保健・福祉の連携体制を強化させ、より一層の地域移行を促進させます。

## 拠点機能 ④ 専門的人材の確保・育成

### 支援者の育成・スキルアップを図る

#### (1) 専門的人材の確保・育成機能とは

医療的ケアが必要な方や行動障がいをもつ方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能です。

#### (2) 「専門的人材の確保・育成」の具体的な方策

ア 地域自立支援協議会及び各部会で「医療的ケア児（者）支援」「精神包括ケア」「重度行動障害」等の専門的分野の研修等の取組を継続します。

イ 事業所ごと、分野ごとの勉強会を他分野事業従事者にも開放して、相互のスキルアップを図ります。

ウ 相談センターで発行している「あくしゅ」を活用して、研修会開催等幅広く周知し、研修の機会を増やせるようにします。

エ 相談支援事業所部会を中心に、研修の開催等を継続します。部会では支援の難しいケースにおけるチームの一員として、見立てや対応方法等の検討を支援したり、研修の開催等による人材育成に取り組くみます。

#### (3) 令和5年度末までの目標

項目	目標
専門的人材の確保・育成	伊豆の国市地域自立支援協議会で、年1回人材育成のための研修会を開催する。
	相談支援事業所部会で、月1回以上事例検討や研修会を実施する。

## 障がい福祉サービス提供事業所等の役割

平成 30 年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、拠点等における専門的人材の確保・育成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、「重度障害者支援加算」を生活介護に創設しました。さらに、指定特定相談支援事業所等に対しても、その専門性の高い相談支援体制を評価するために、「行動障害支援体制加算」、「要医療児者支援体制加算」、「精神障害者支援体制加算」が新設されました。

障がい福祉サービス事業所をはじめ、障がいのある方の支援に携わる皆さんは、常に自己研鑽に励み、支援の質の向上を通して、障がいのある方のめざす生活の実現を支えていくことが求められます。そのためにも、多様な研修を受講するとともに、地域自立支援協議会に積極的に参画し、自身だけではなく、地域の人材育成を担うことが期待されます。

## 地域自立支援協議会相談支援事業所部会での取組

本市では、地域自立支援協議会に相談支援事業所部会を設置しており、月 2 回定例会を開催しています。部会では、相談支援専門員をはじめとした相談支援従事者の人材育成に取り組んでいます。

相談支援従事者の立場から、障がい者本人の意思決定を基にした「本人を中心とした支援」を実践できているかどうかを振り返り、本人のめざす生活の実現につなげていきます。

## 拠点機能 ⑤ 地域の体制づくり

障がい福祉分野を超えて、地域のあらゆる資源を活用する

### (1) 地域の体制づくり機能とは

地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能です。

### (2) 「地域の体制づくり」の具体的な方策

- ア 地域自立支援協議会、運営会議、各専門部会を連動させながら、地域の多様な社会資源（自治会、商店街、レストラン、ボランティア等）と連携し、障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築につなげていきます。
- イ 民間事業所と協定している「安全・安心・見守りネットワーク」を強化します。

### (3) 令和5年度末までの目標

項目	目標
地域の体制づくり	地域生活支援部会で、拠点機能構築のための取り組みについて進捗状況を確認し、年に1度、地域自立支援協議会に報告する。

## 障がい福祉サービス提供事業所等の役割

地域づくりの基盤は地域自立支援協議会であり、その主体は地域の皆さんです。地域の状況を踏まえ、地域の力を総動員させながら、地域の熟成を図っていきます。その中で、市の課題となるものについては、積極的に地域自立支援協議会に報告し、伊豆の国市全体で取り組みます。

地域づくりの主体として、積極的に地域自立支援協議会に参画します。

## 資料

- ・伊豆の国市地域生活支援拠点等事業実施要綱

## 伊豆の国市地域生活支援拠点等事業実施要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の高齢化、重度化又は「親亡き後」に備え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮し続けることができることを目的とした伊豆の国市地域生活支援拠点事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において「地域生活支援拠点」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日障障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された「地域生活支援拠点等」のうち、居住支援のための機能を備えた複数の事業所及び関係機関による面的な体制をいう。

2 この要綱において地域生活支援拠点における「居住支援のための機能」とは、次の各号の規定する5つの機能をいう。

#### (1) 相談

指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、障がい福祉課、保健福祉・こども・子育て相談センター（以下「相談支援事業所等」という。）及び障害福祉サービス事業所等が、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### (2) 緊急時の支援・その後の対応

短期入所事業所又はライフサポート事業所（以下「短期入所事業所等」という。）や居宅介護支援事業所等を活用した常時の緊急支援体制を確保し、介護者の急病や障がい者等の状態変化等の緊急時の受け入れなど適切なサービスを行うとともに、その後安心して在宅生活に戻れるように適切な対応を行う機能

#### (3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### (4) 専門的人材の確保・養成

医療的なケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重症化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### (5) 地域の体制づくり

地域自立支援協議会の地域生活支援部会において、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 本事業の対象となる障がい者等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障がい者又は同条第2項に規定する障がい児で次に掲げる世帯に属するものとする。

#### (1) 母子（父子）家庭

#### (2) 障がい者等単身世帯

#### (3) 障がい者等だけで構成される世帯

- (4) 高齢者と障がい者等世帯。
- (5) その他、緊急時に支援が必要な世帯  
(委託)

**第3条** 本事業の運営については、指定特定相談支援事業所等を開設している事業者のうち市長が適当と認めたもの（以下「受託事業者」という。）に委託することができるものとする。  
(事前登録)

**第4条** 市は、障がい者又は障がい児の保護者が、様式第1号による緊急時の支援に係る事前登録申請書（以下「申請書」という。）を提出したときは、当該障がい者等を登録するものとする。

2 申請書を提出した者から委任を受けた相談支援事業所等が緊急時の支援計画（以下「支援計画」という。）を作成するものとする。

3 市は、第1項の規定により、登録した者について、当該障がい者等の心身の状況及び主たる介護者の状況等について、支援計画を作成した事業所を通じて定期的に把握するよう努めるものとする。

(拠点機能事業所の登録等)

**第5条** 第2条第2項各号に掲げる地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所(以下、「拠点機能事業所」という。)は、拠点機能事業所である旨を当該事業所の運営規程に明記した上で、様式第2号による地域生活支援拠点の機能を担う事業所としての届出書を市長に提出し、登録するものとする。

(緊急一時支援に係る事業所の登録等)

**第6条** 市は、第4条第1項に規定する申請を行った障がい者等の緊急一時支援が適切に行われるよう受入れ先となる短期入所事業所等の拠点機能事業所の登録を積極的に進めるものとする。

2 市は、障がい者等が日常的に短期入所事業所等を利用していないときは、当該障がい者等が短期入所事業所等に入所又は入居することに慣れ親しみ、及び短期入所事業所等の従事者が当該障がい者等の障がいの特性等を把握し、適切な支援につなげることができるよう、必要に応じ当該障がい者又は障がい児の保護者からの申請により介護給付費等の支給決定を行うものとする。

(事業の協議)

**第7条** 事業の推進に当たっては、伊豆の国市地域自立支援協議会において協議するものとする。

(調査等)

**第8条** 市長は、受託事業者及び拠点機能事業所に対して、拠点事業の運営状況に係る調査を必要に応じて適宜実施することができる。

2 市長は、受託事業者及び拠点機能事業所に対して、各事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

緊急時の支援に係る事前登録申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
(対象者との続柄 )

伊豆の国市地域生活支援拠点事業の緊急時の支援に係る事前の登録を申請します。

又、緊急時の対応を検討するにあたり、必要な情報を関係する事業所と共有することに同意します。

対象となる者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	

相談支援事業所等	名 称	
	所在地	

様式第2号（第5条関係）

地域生活支援拠点の機能を担う事業所としての届出書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

届出者 所在地  
事業所名  
代表者名

印

伊豆の国市地域生活支援拠点事業の機能を担う事業所として、以下の通り、届け出ます。

区 分  新規  変更  廃止

事業所の名称

事業所の所在地

事業所の電話番号

事業の種類

地域生活支援拠点等事業として担う機能

- 相談
- 緊急時の受け入れ・対応
- 体験の機会・場の提供
- 専門的人材の確保・養成
- 地域の体制づくり

※ にレ点を入れる。

※ 添付書類：運営規程（当該事業所等が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所等であることを規定していること。）

